

放課後児童クラブ関係資料

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

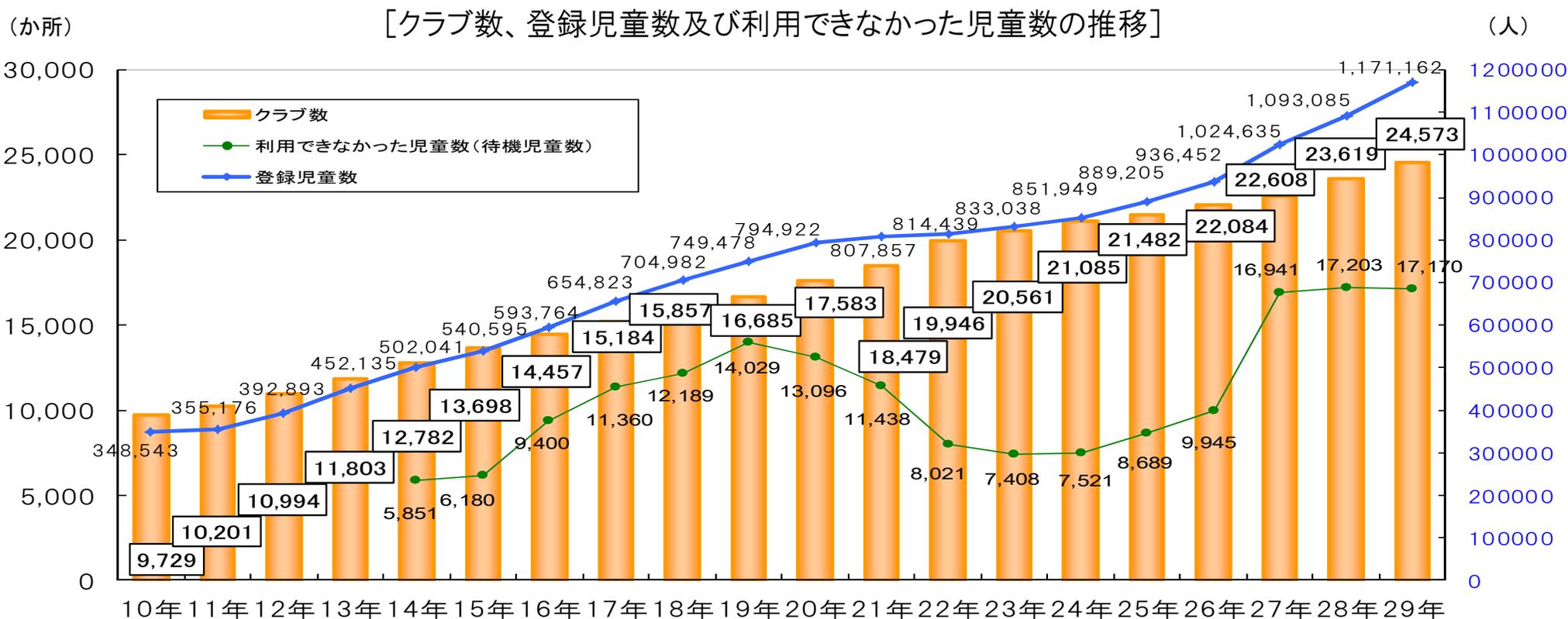
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成29年5月現在)

- クラブ数 24,573か所
(参考:全国の小学校19,628校)
- 支援の単位数 30,003単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,171,162人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,170人

【今後の展開】

- 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)を踏まえ、
「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。
さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。



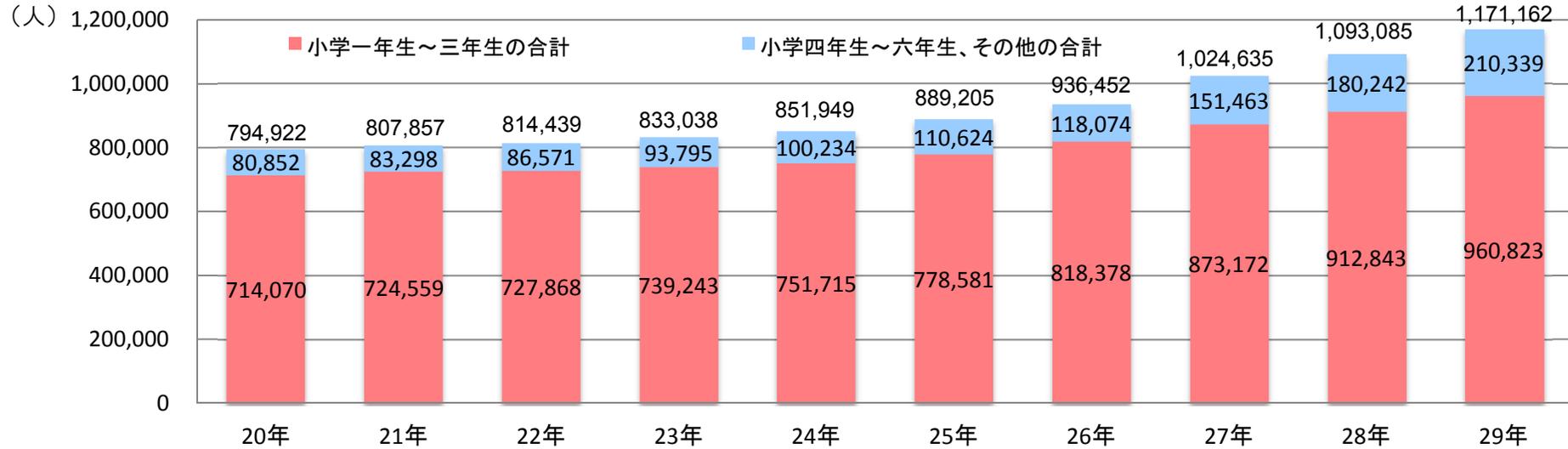
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
(平成29年8月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

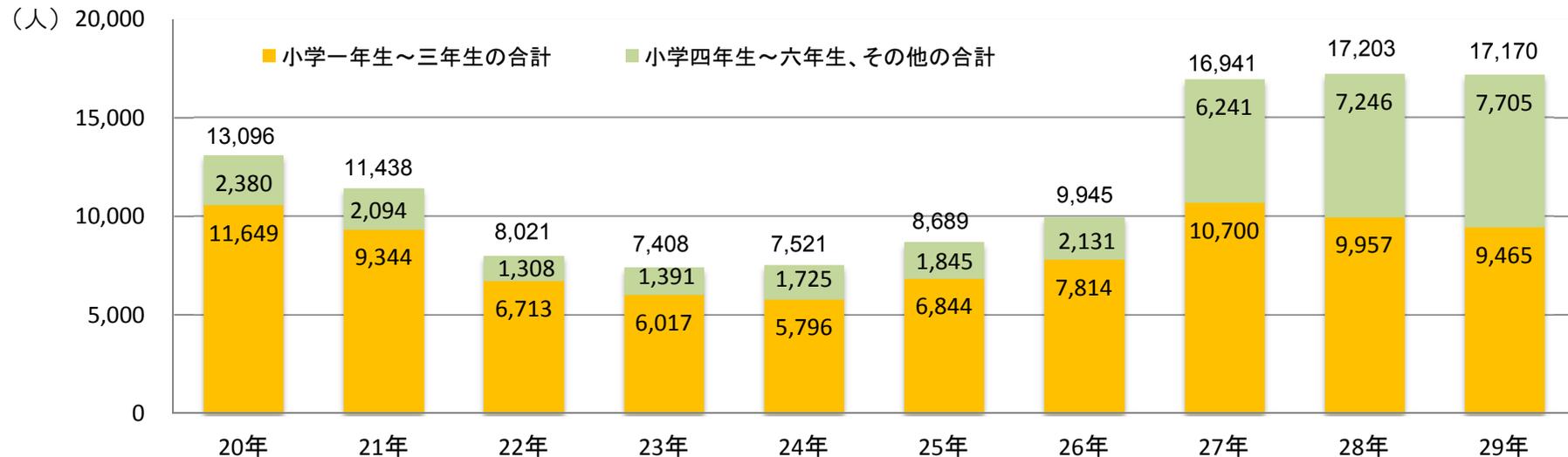
※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

○低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成28年度は対前年19%増、平成29年度は17%増と大幅に増加している。



【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

○平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。

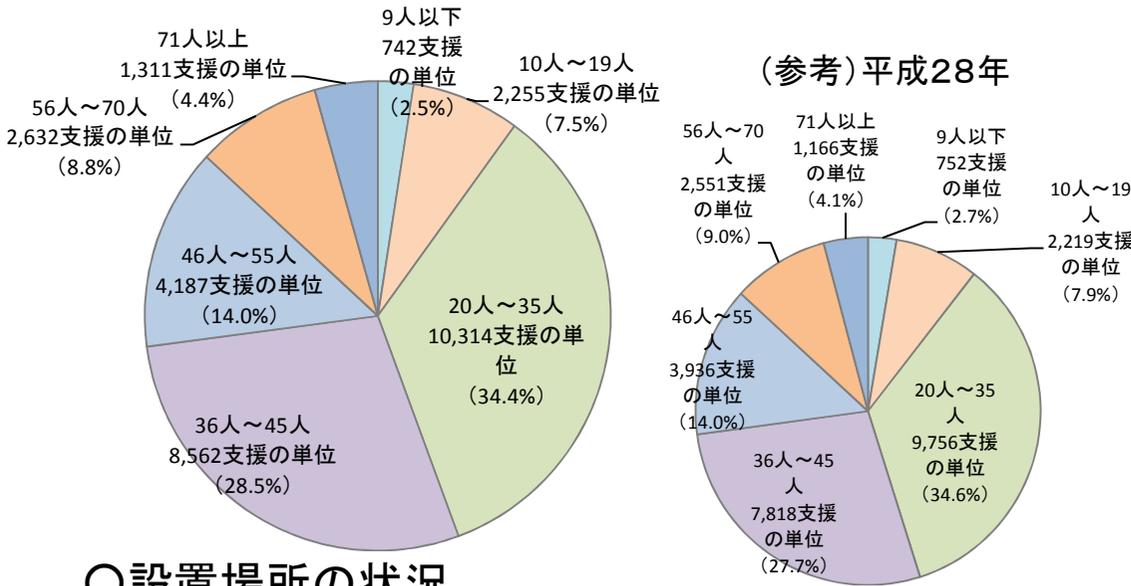


放課後児童クラブの現状①

※平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

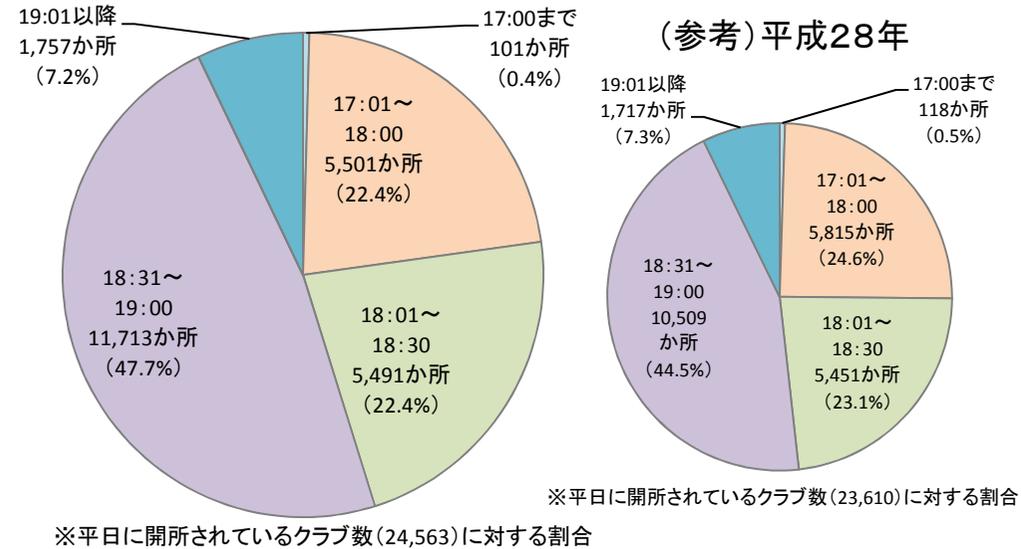
○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



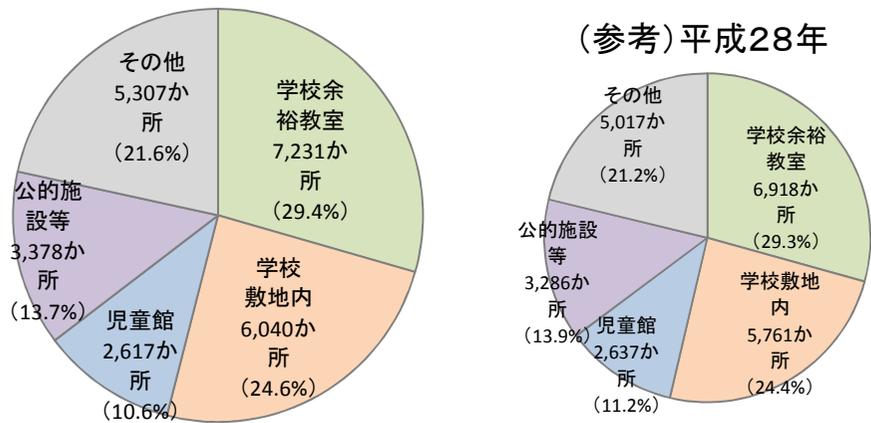
○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約55%を占めており、増加傾向にある。



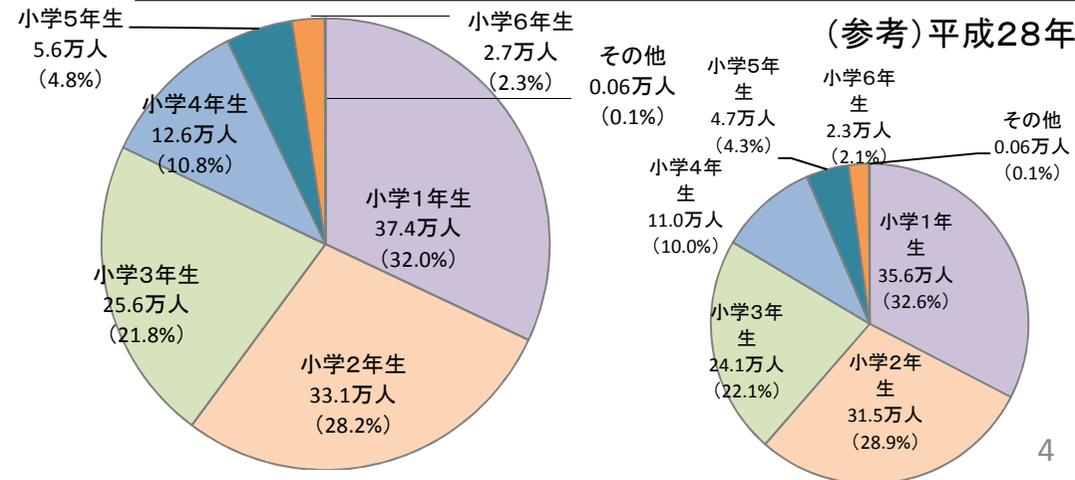
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約11%であり、これらで全体の約65%を占めている。



○学年別登録児童数の状況

小学1年生から3年生までで全体の約82%を占めている。また、小学4年生から6年生の占める割合は約16%から約18%と増加傾向にある。

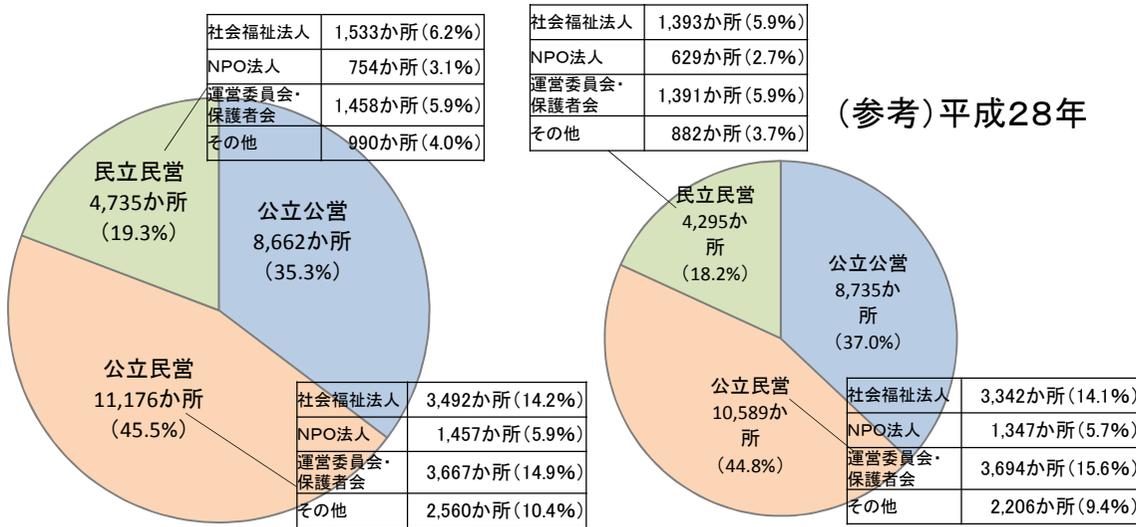


放課後児童クラブの現状②

※平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

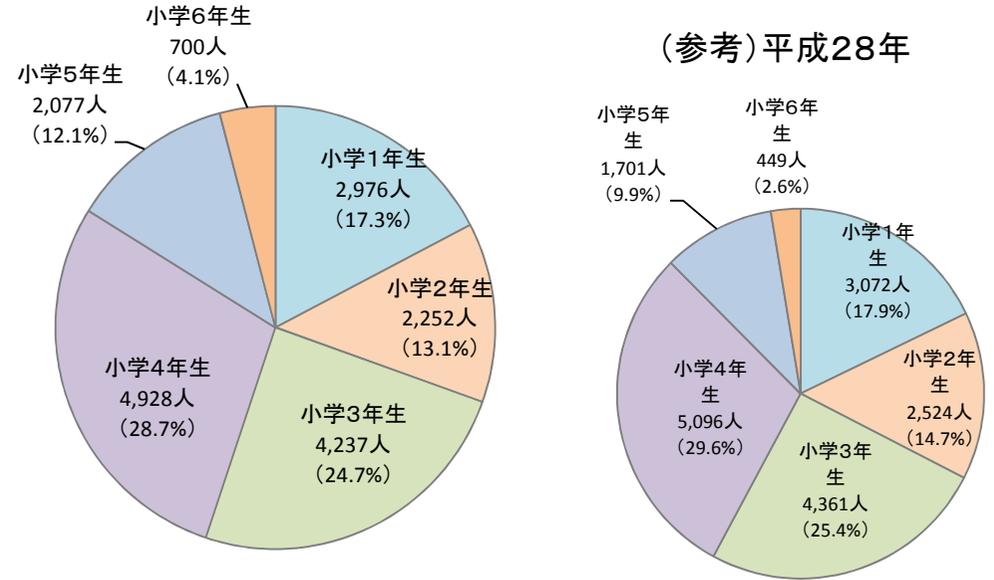
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約35%、公立民営のクラブが約46%、私立民営が約19%を占めている。



○待機児童数の学年別の状況

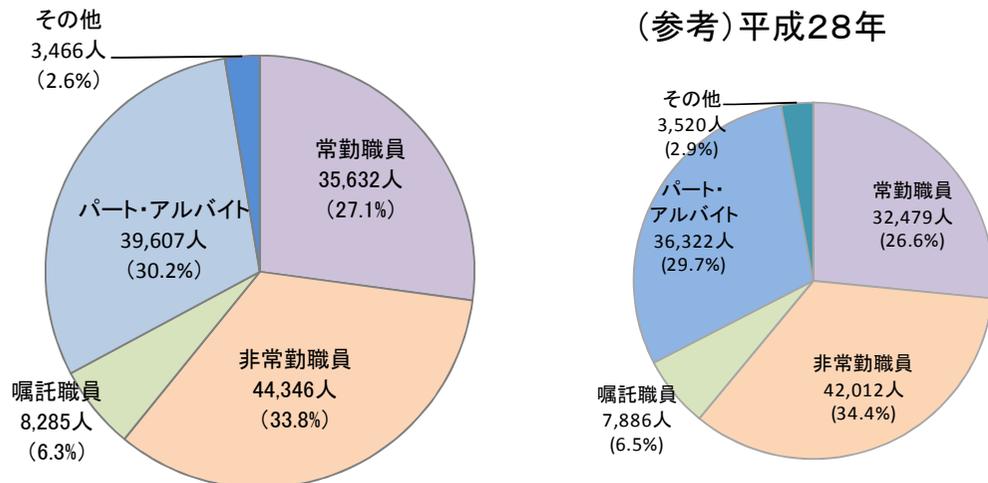
待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合は約42%から約45%へと増加している。(小学1~4年生の各学年は、前年より減少)



○放課後児童支援員等の状況

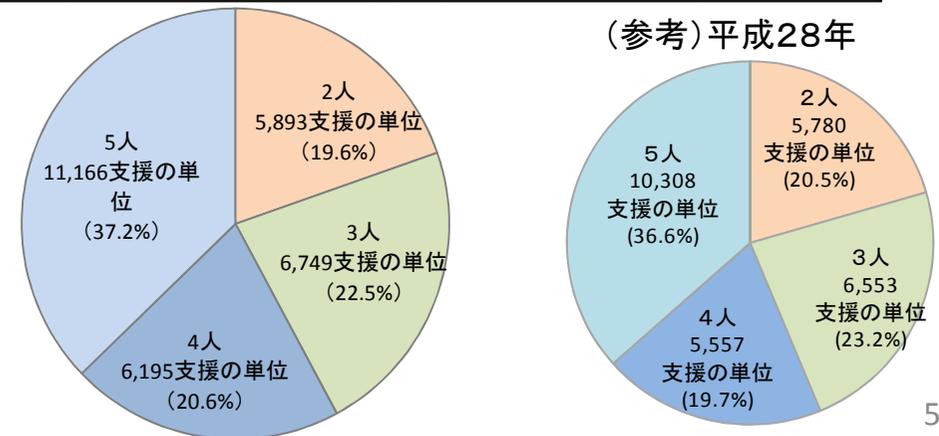
①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約27%を占める。

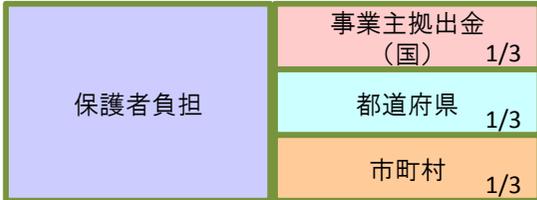
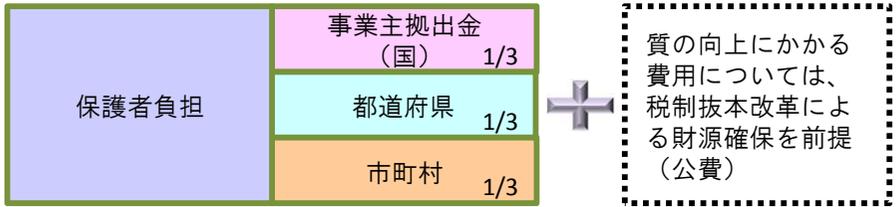


②支援の単位あたりの人数

5人以上配置しているところが全体の約37%を占める。



放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先: 都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先: 市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村行動計画」の策定。 総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

放課後児童健全育成事業を行う事業者の届出について

概要

- 児童福祉法の改正(平成24年8月)により、平成27年4月より、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う場合、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出ることとなった。
(※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる。)

届出の内容

- 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第17号)に基づき、あらかじめ届け出る事項は以下のとおりである。

【事業開始の届出】

- 1 事業の種類及び内容、
- 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 定款その他の基本約款、
- 4 運営規程、
- 5 職員の定数及び職務の内容、
- 6 主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地、
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面、
- 9 事業開始の予定年月日

※上記の届出を行う事業者は、収支予算書及び事業計画書についても提出(インターネットで閲覧できる場合を除く)。

- ✓ 上記事項の内容が変更になった場合、一ヶ月以内に届け出ることが必要。

【事業の廃止・休止の届出】

- 1 廃止又は休止しようとする年月日、
- 2 廃止又は休止の理由、
- 3 現に便宜を受けている児童に対する措置、
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 届出の様式については、「放課後児童健全育成事業の届出について」(平成27年3月13日付け雇児育発0313第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)において様式例としてお示したところ。

放課後児童クラブの設置又は運営の促進について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

(保育所の設置又は運営の促進)

第五十六条の七(抄)

2 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

<趣旨>

○ 保育の利用や放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるため、市町村が必要に応じて、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることを定めるものである。

<第2項>

○ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、希望しても利用できない児童の増加など需要が年々増大している。このような状況の中、新たに創設された子ども・子育て支援法においては、市町村は事業計画を定め潜在的なニーズにも対応することになっており、また、児童福祉法では、対象者の定義を「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改正したところであり、放課後児童健全育成事業の実施にかかる供給を増大させる必要がある。

○ 放課後児童クラブは家庭の代替機能としての生活の場であり、学校の余裕教室等の適切な環境での事業実施が望ましい。このため、保育所と同様に仕事と子育ての両立支援施策である放課後児童健全育成事業についても、自治体での供給量増大のため、市町村が積極的に関与して公有財産の活用を図り、事業の実施を促進させる必要がある。

○ 以上より、放課後児童健全育成事業の実施に関し、公有財産の活用を図る規定を置くものである。

放課後児童クラブの設備運営基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

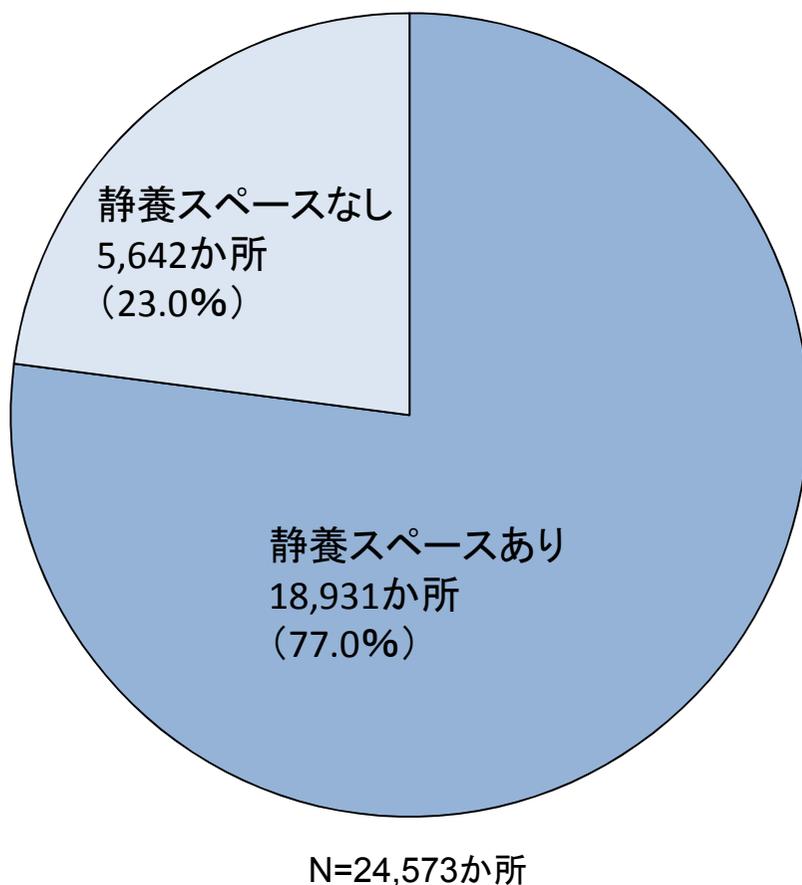
- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

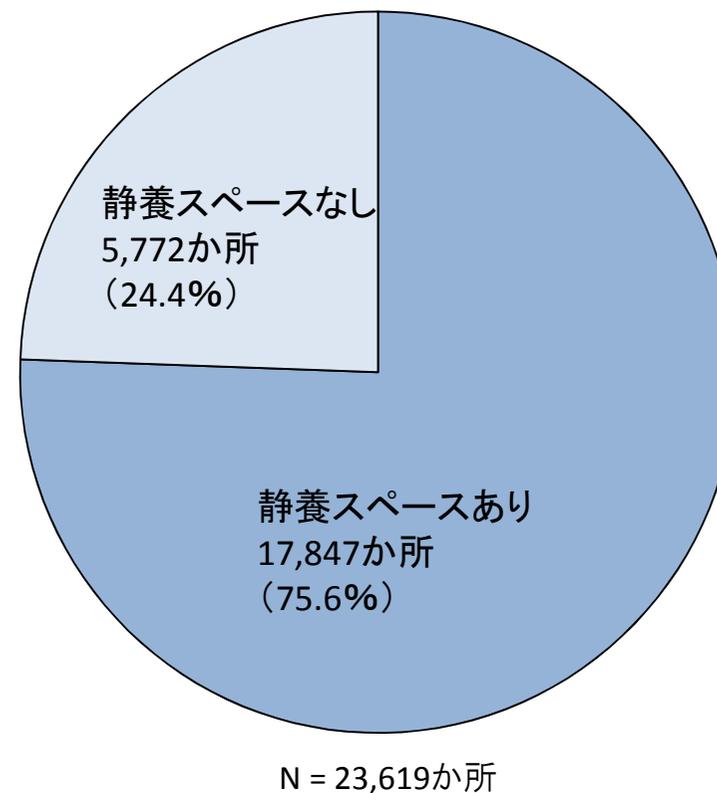
静養スペースの設置状況について

○現状では、7割強のクラブが静養スペースを確保している。

平成29年度



(参考)平成28年度

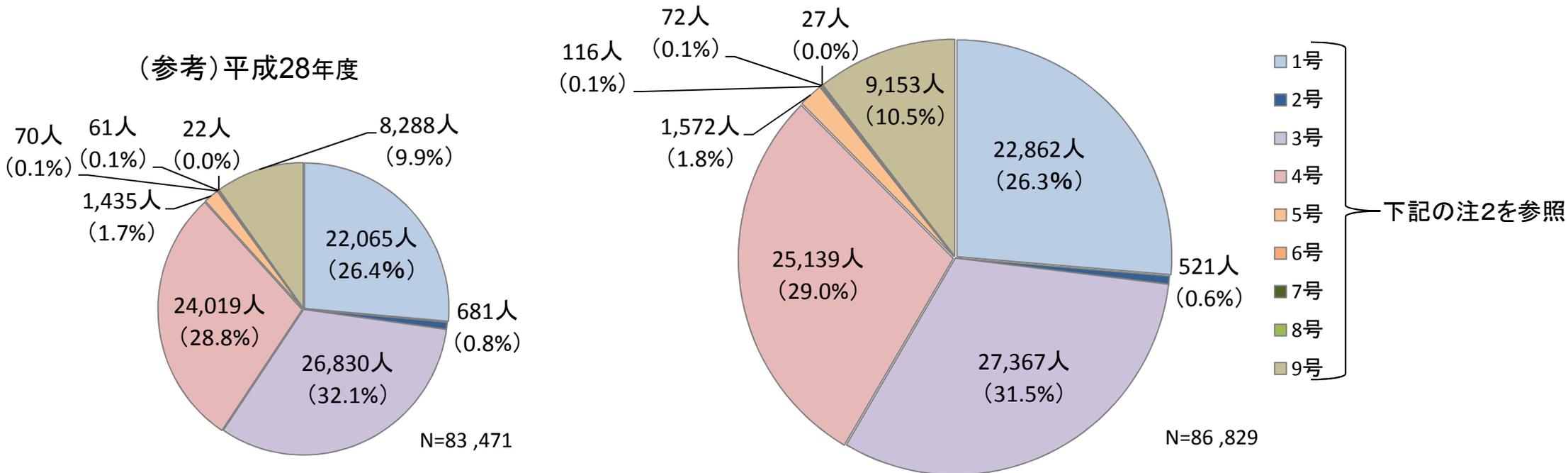


※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

放課後児童支援員の資格状況

※平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

○放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」10条3項の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされている。



注1：()内は、各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

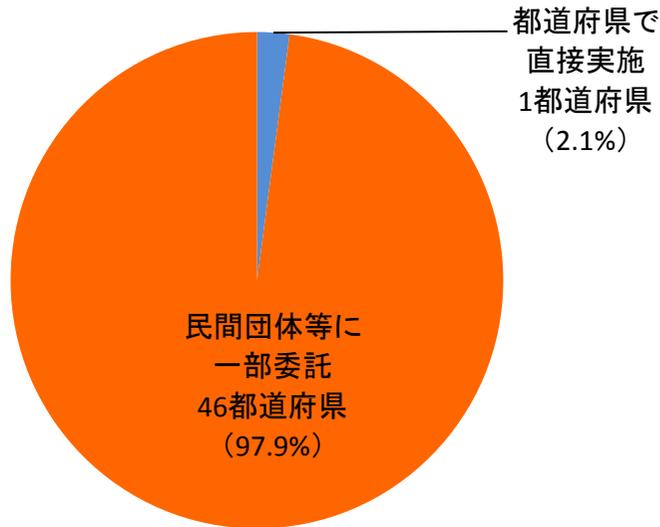
注2：第10条 3項

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業生等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

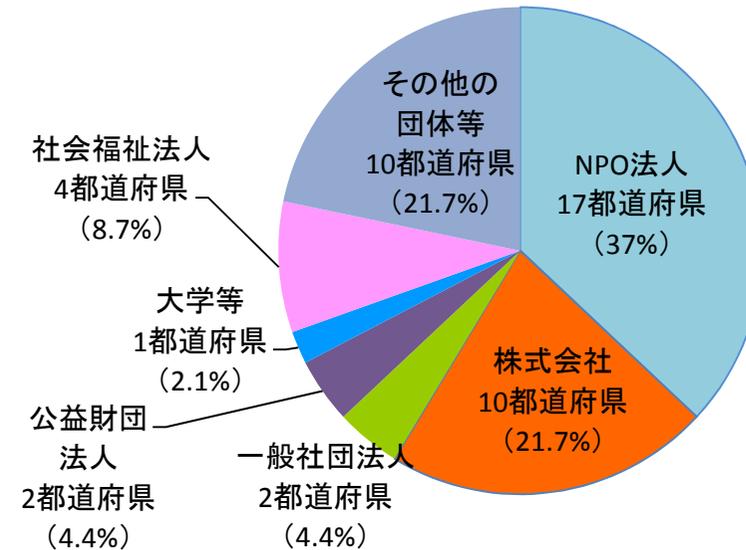
平成28年度放課後児童支援員認定資格研修の実施状況①

※平成29年度 現在の保育課(子育て支援課)健全育成推進室調

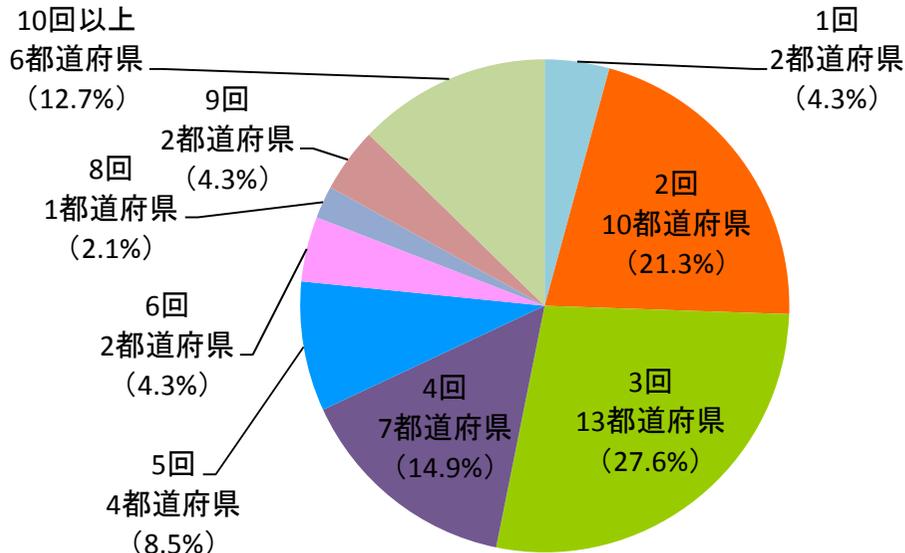
○研修の実施方法の状況



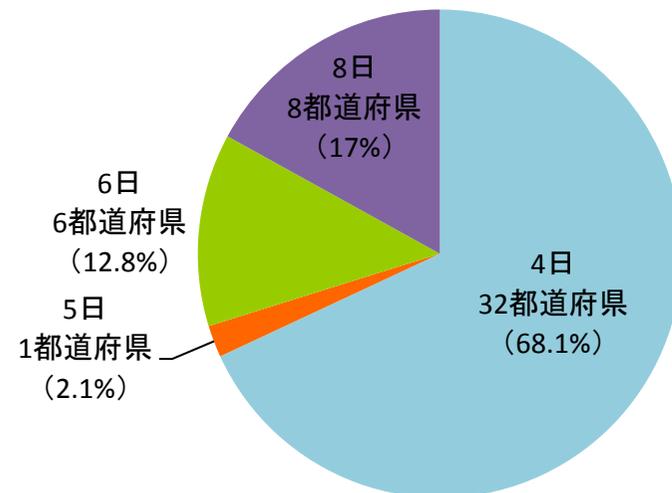
○民間団体等に一部委託している場合の委託先



○研修の開催回数の状況



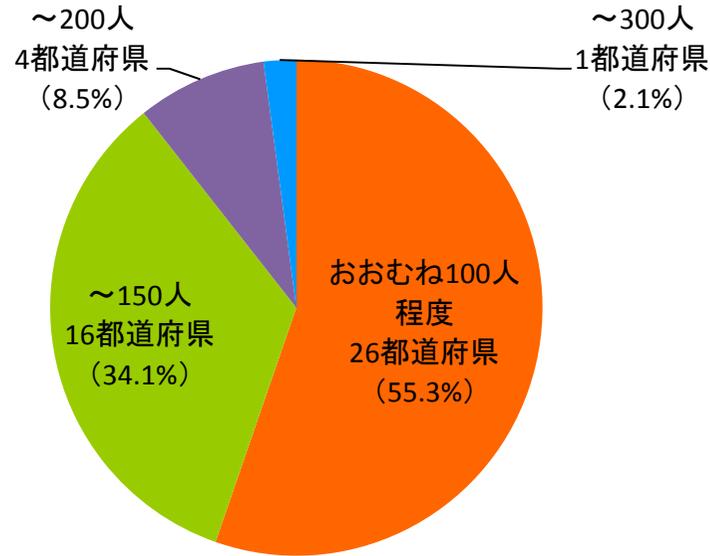
○研修1回あたりの日数の状況



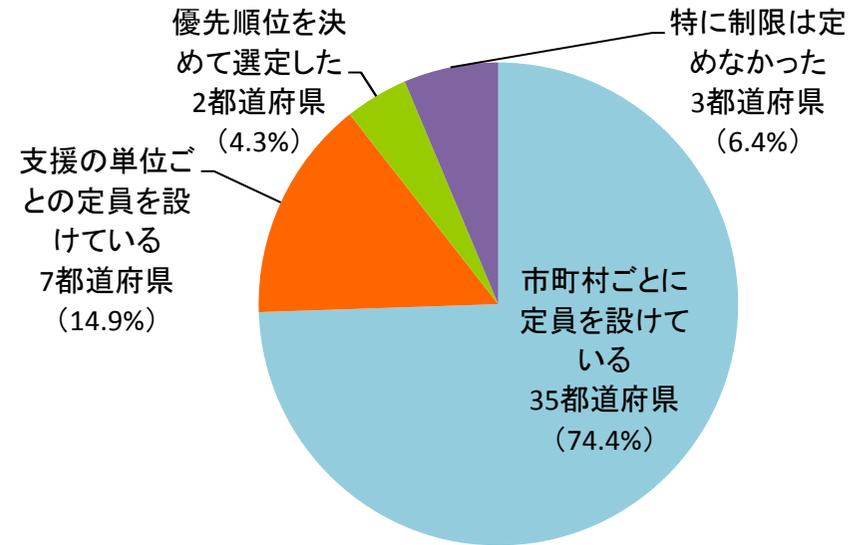
平成28年度放課後児童支援員認定資格研修の実施状況②

※平成29年度 現在の保育課(子育て支援課)健全育成推進室調

○研修1回あたりの定員数の状況



○受講者の選定方法の状況



平成29年5月1日現在 放課後児童支援員認定資格研修の受講者数

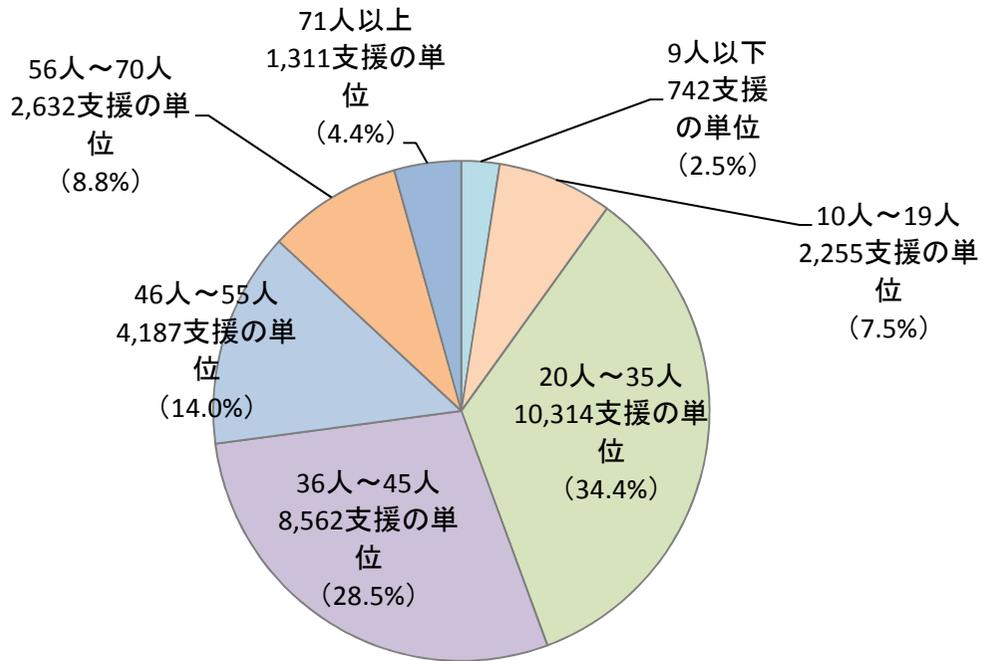
※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

基準10条第3項の各号に該当する職員数	86,829人
うち認定資格研修受講者	34,220人(39.4%)

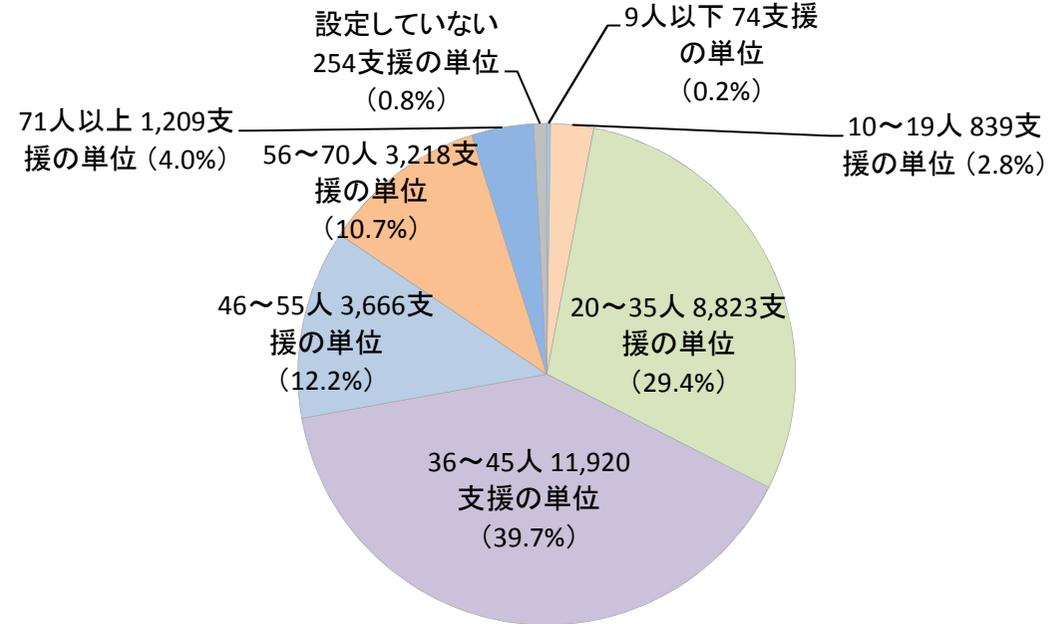
「支援の単位」数の状況

○登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約7割を占めている。
 ○利用定員の規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約7割を占めている。

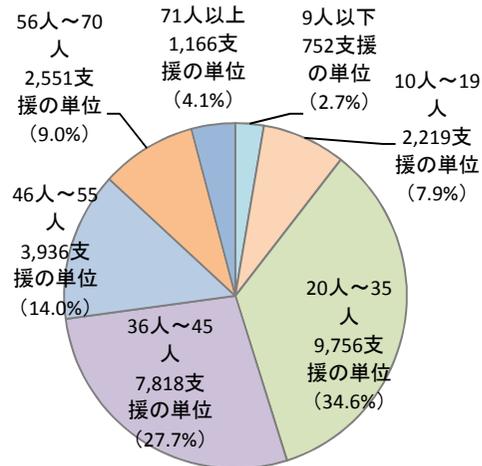
○登録児童数の規模別の状況



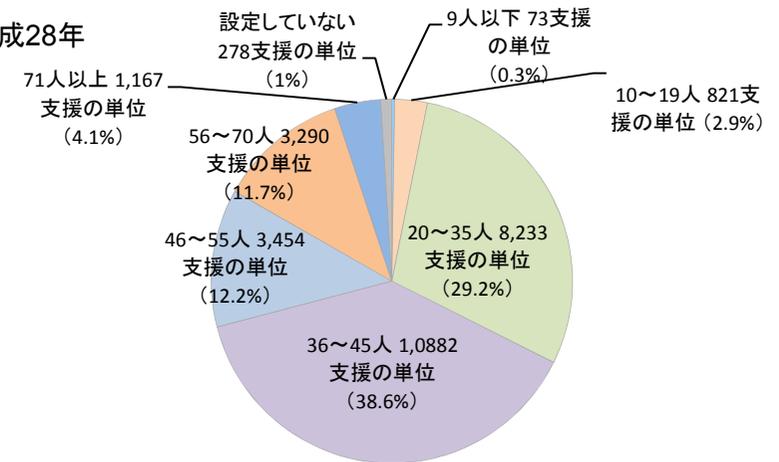
○利用定員の規模別の状況



(参考)平成28年

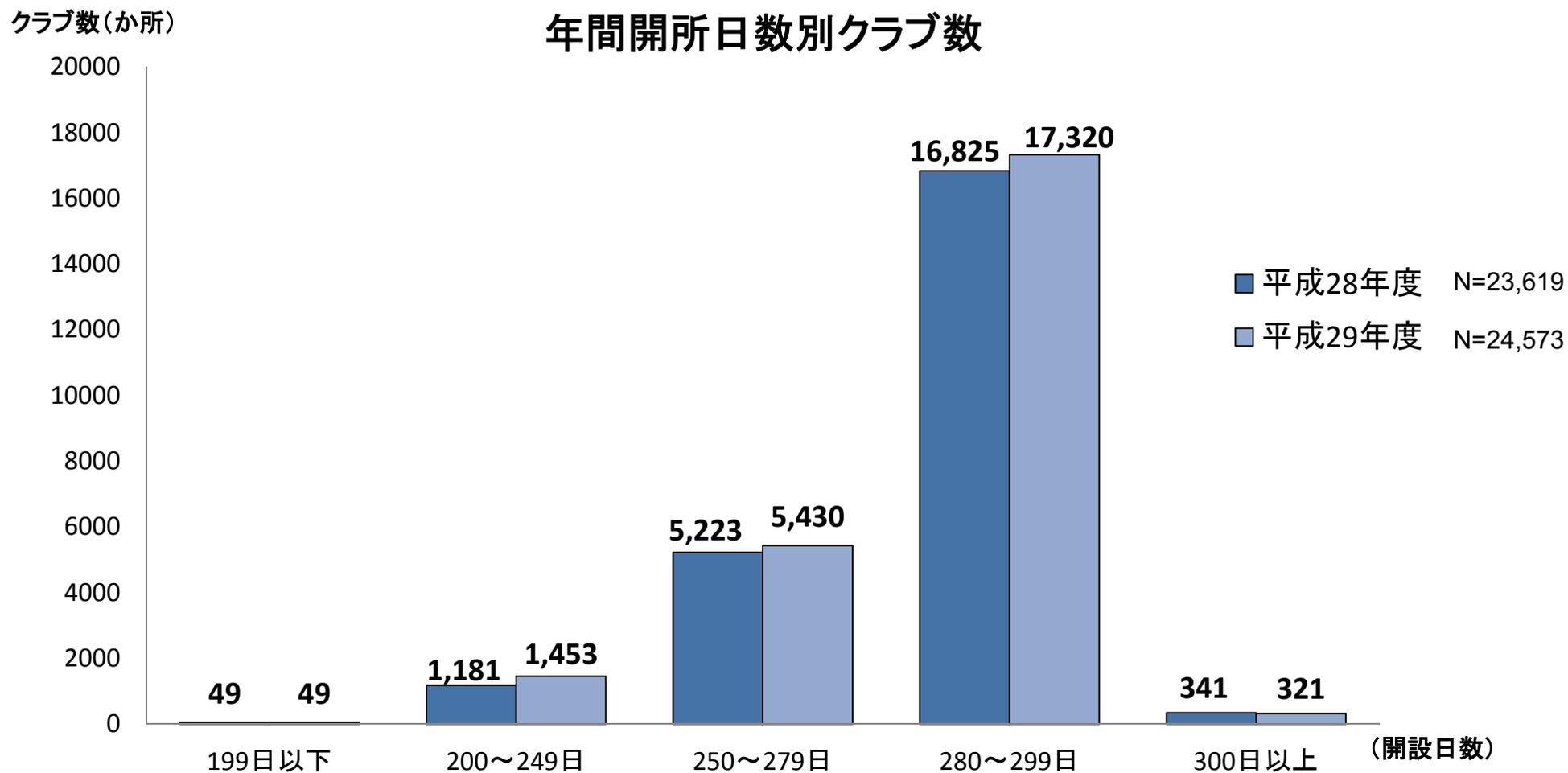


(参考)平成28年



開所日数の状況について

○現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは7割を超えている。

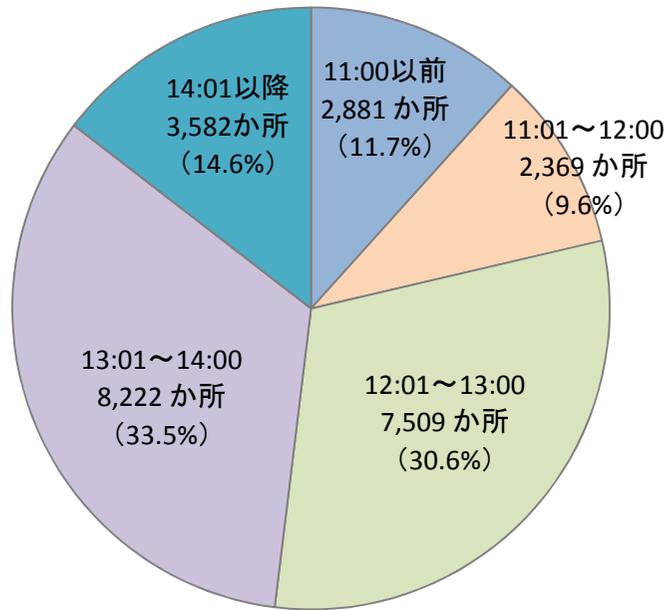


※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

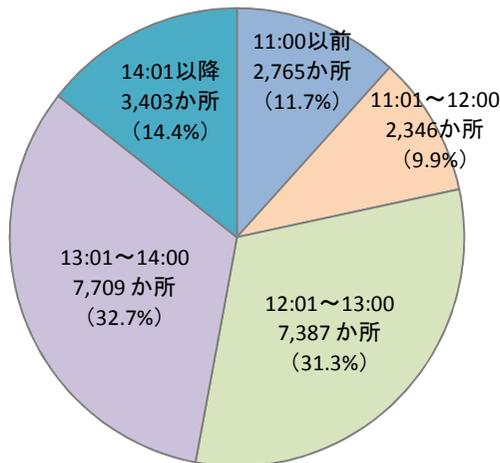
放課後児童クラブの開所時刻について

○平日は、12:01～14:00の間に開所するクラブが全体の6割を占めるが、開所時刻にはバラツキがある。
○長期休暇等は、ほとんどのクラブが8:59以前に開所している。

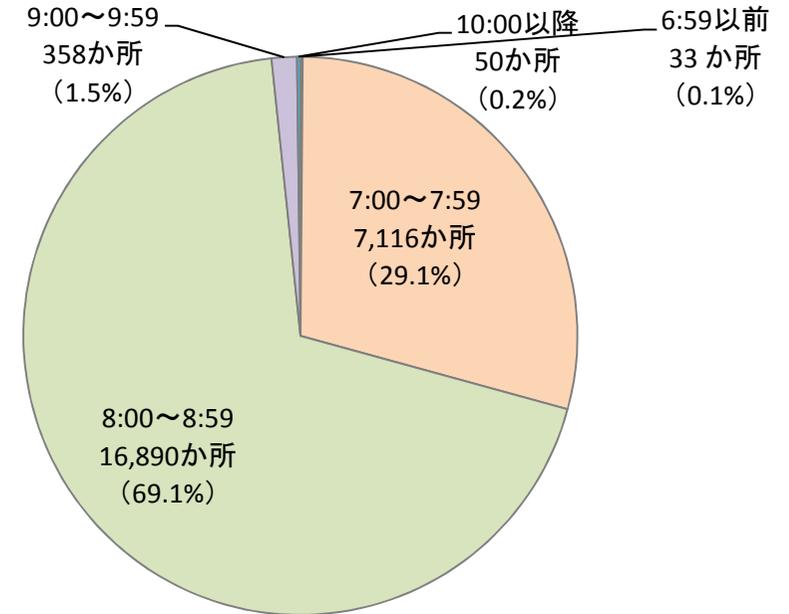
○開所時刻の状況(平日)



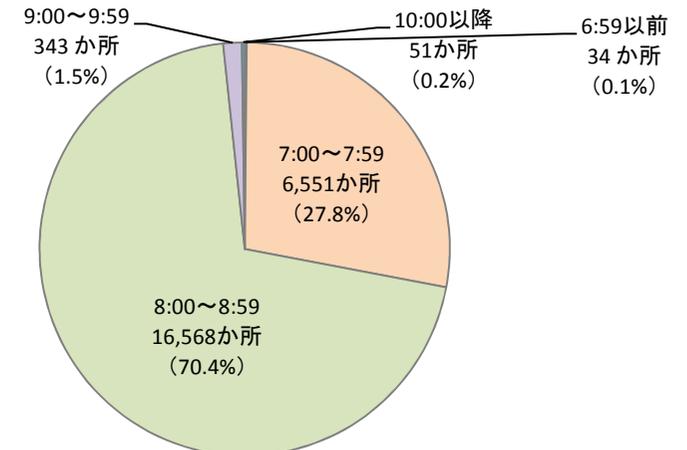
(参考)平成28年



○開所時刻の状況(長期休暇等)



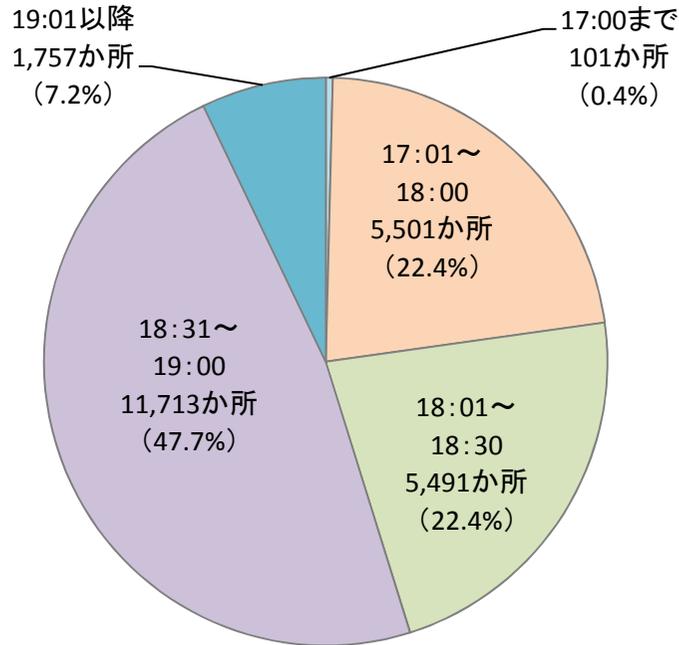
(参考)平成28年



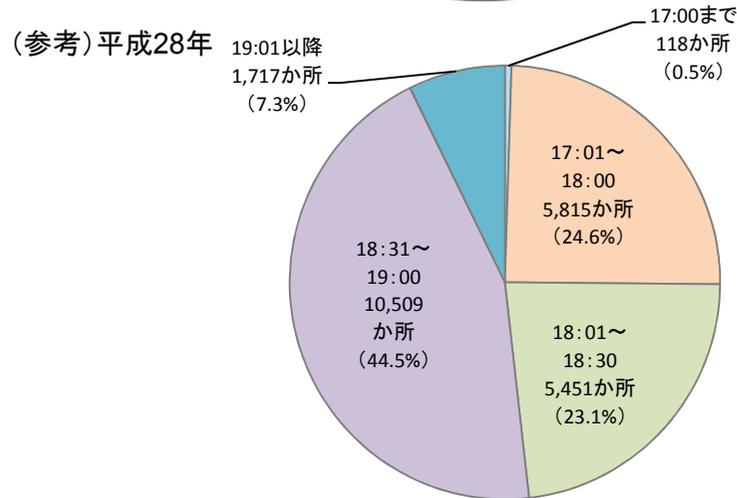
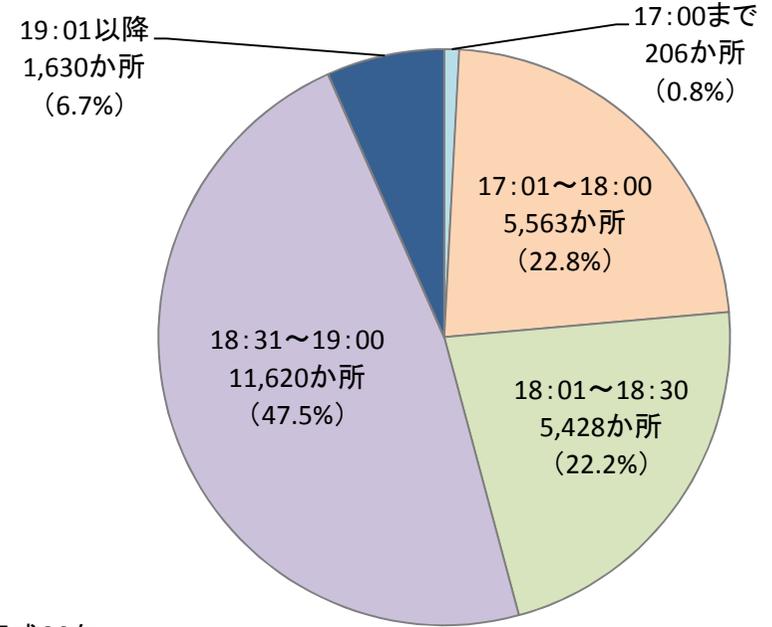
放課後児童クラブの終了時刻について

- 平日・長期休暇等ともに、18:01以降に閉所するクラブが約8割を占める。
- 平日と長期休暇等とを比較して、終了時刻に大きな差は見られない。

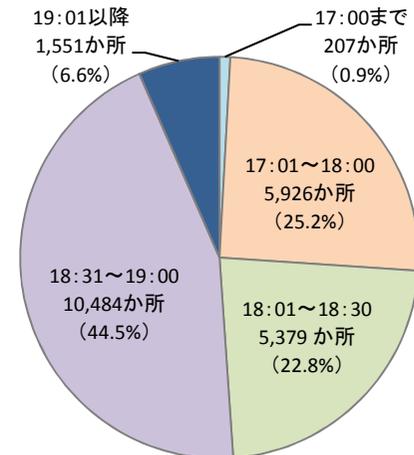
○終了時刻の状況(平日)



○終了時刻の状況(長期休暇等)



(参考)平成28年

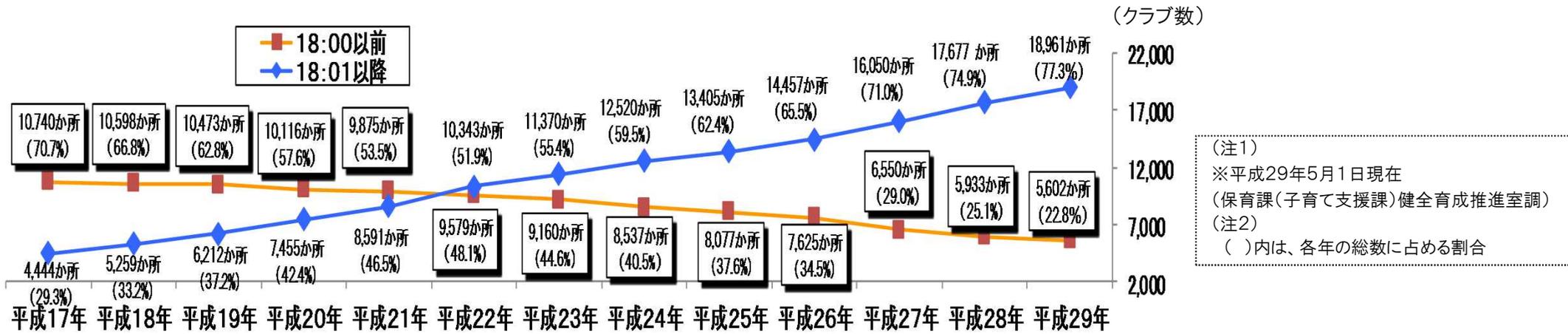


※平成29年5月1日現在(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)

放課後児童クラブの開所時間の延長について

【平日の終了時刻の推移】

○ 終了時刻は18:00までに終了するクラブが減り、18:00を超えて開設するクラブ数が年々増加している。



【開所時間の延長推進のための国の補助】

○ 長時間開設加算

平日6時間を超え、かつ18時を超えて開所するクラブ(長期休暇等は1日8時間を超えて開所するクラブ)に対し、通常の運営費補助に加え、延長時間に応じて加算



○ 補助基準額(平成30年度予算案)

平日分 378千円、長期休暇等分 170千円(平均延長時間1時間あたり/年額)

放課後児童健全育成事業の補助要件について

事業の趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの。

補助要件

1. 実施主体

市町村

(市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる)

2. 対象児童

- ・保護者が労働等(*1)により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。
- ・その他、特別支援学校の小学部の児童。

(*1)「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となる

3. 規模

一の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下。

4. 職員体制

放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員を補助する者)をもってこれに代えることができる。

5. 開所日数・開所時間

- ・原則として、年間250日以上開所。実態として250日以上開所する必要がない場合は、特例として200日以上開所。
- ・開所時間は、原則として1日3時間以上。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上。

6. 施設・設備

- ・小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用。
- ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上。
- ・専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該事業の用に供するものでなければならない。

7. 運営内容

放課後児童クラブ運営指針に定める以下の事項を踏まえ、各放課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。

- ①放課後児童健全育成事業の役割
- ②放課後児童クラブにおける育成支援の基本
- ③事業の対象となる子どもの発達
- ④育成支援の内容
- ⑤障害のある子どもへの対応
- ⑥特に配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑦保護者との連携
- ⑧育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- ⑨利用の開始等に関わる留意事項
- ⑩労働環境整備
- ⑪適切な会計管理及び情報公開
- ⑫学校との連携
- ⑬保育所、幼稚園等との連携
- ⑭地域、関係機関との連携
- ⑮衛生管理及び安全対策
- ⑯放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
- ⑰要望及び苦情への対応
- ⑱事業内容向上への取り組み

放課後児童クラブにおける利用者負担について

(平成29年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査(毎年5月1日時点))

- 放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施している市町村数は1,418市町村(クラブ実施市町村数の約9割)。
- 放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～6,000円に最も多く分布している。
- 利用料を徴収している市町村の多くが利用料の減免措置を実施している。(減免措置実施市町村数:1,199市町村)
- 一定水準以上の所得のある世帯等に対して利用料の加算を行っている市町村等がある。(加算実施市町村数:63市町村)

<市町村に対する調査>

1. 利用料徴収・減免の有無

	平成 29 年	
利用料の徴収を行っている	1,418	(87.6%)
利用料の減免を行っている	1,199	[84.6%]

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418)に対する割合である。

2. 利用料減免の対象(複数回答)

利用料減免の対象	平成 29 年	
生活保護受給世帯	893 (55.2%)	[74.5%]
市町村民税非課税世帯	438 (27.1%)	[36.5%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	122 (7.5%)	[10.2%]
就学援助受給世帯	301 (18.6%)	[25.1%]
ひとり親世帯	409 (25.3%)	[34.1%]
兄弟姉妹利用世帯	664 (41.0%)	[55.4%]
その他市町村が定める場合	465 (28.7%)	[38.8%]
その他クラブが定める場合	92 (5.7%)	[7.7%]

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の減免を行っている市町村数(29年1,199)に対する割合である。

3. 所得額による利用料加算の有無

利用料の加算	平成29年	
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	63	(3.9%)

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619)に対する割合である。

<クラブに対する調査>

1. 利用料徴収の有無

	平成 29 年	
利用料の徴収を行っている	20,736	(84.4%)

注:()内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

2. 平均月額利用料金の状況

利用料の月額	平成 29 年	
2,000円未満	537	(2.6%)
2,000～4,000円未満	4,034	(19.5%)
4,000～6,000円未満	5,832	(28.1%)
6,000～8,000円未満	4,688	(22.6%)
8,000～10,000円未満	2,676	(12.9%)
10,000～12,000円未満	1,566	(7.6%)
12,000～14,000円未満	514	(2.5%)
14,000～16,000円未満	334	(1.6%)
16,000円以上	555	(2.7%)
計	20,736	(100.0%)

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

3. 利用料の減免の有無

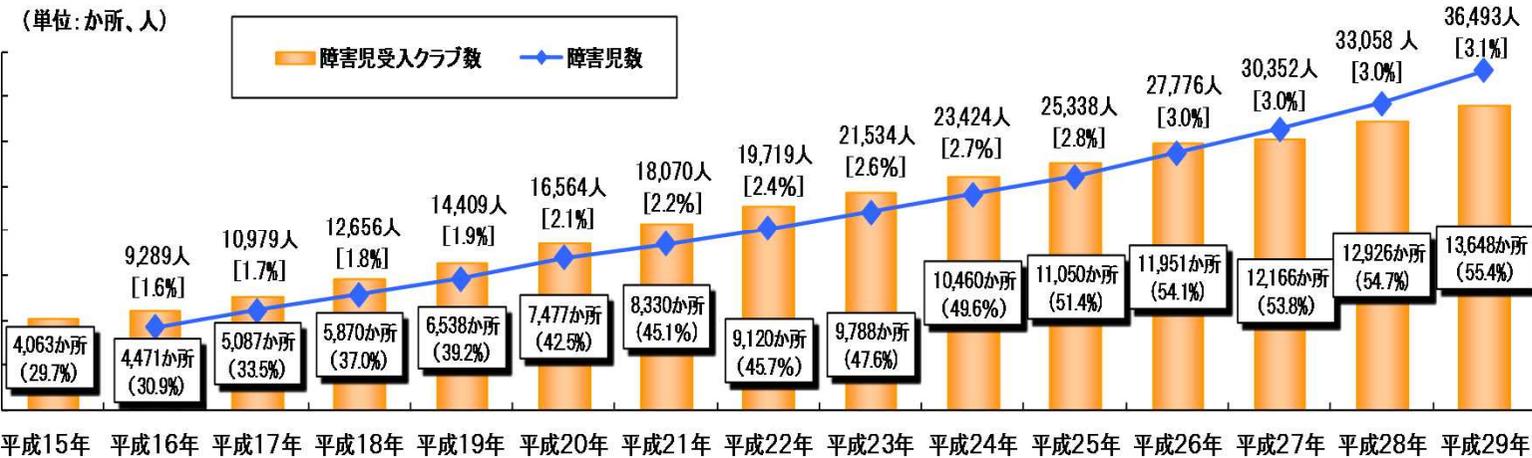
	平成 29 年	
利用料の減免を行っている	17,016	(82.1%)

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

【障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、**年々、着実に増加**。※平成29年5月現在 13,648クラブ、36,493人
- 平成29年においては、それぞれの調査開始時と比較して、障害児受入れクラブ数が約3.4倍・障害児数が約3.9倍に増加。



【「障害児」の対象】

- 「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

(注1) 平成29年5月1日現在
(保育課(子育て支援課)健全育成推進室調)
(注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、
[]内は全登録児童数に占める割合
(注3) クラブ数は平成15年から、
障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入れ推進のための国の補助】

＜運営費＞

- 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乘せ補助している。

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,796千円(平成30年度予算案)

- 障害児3人以上の受入れを行う場合については、更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。(質の向上)【障害児受入強化推進事業】

※1支援の単位当たり加算補助額(年額): 1,796千円(平成30年度予算案)

- 障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても補助。

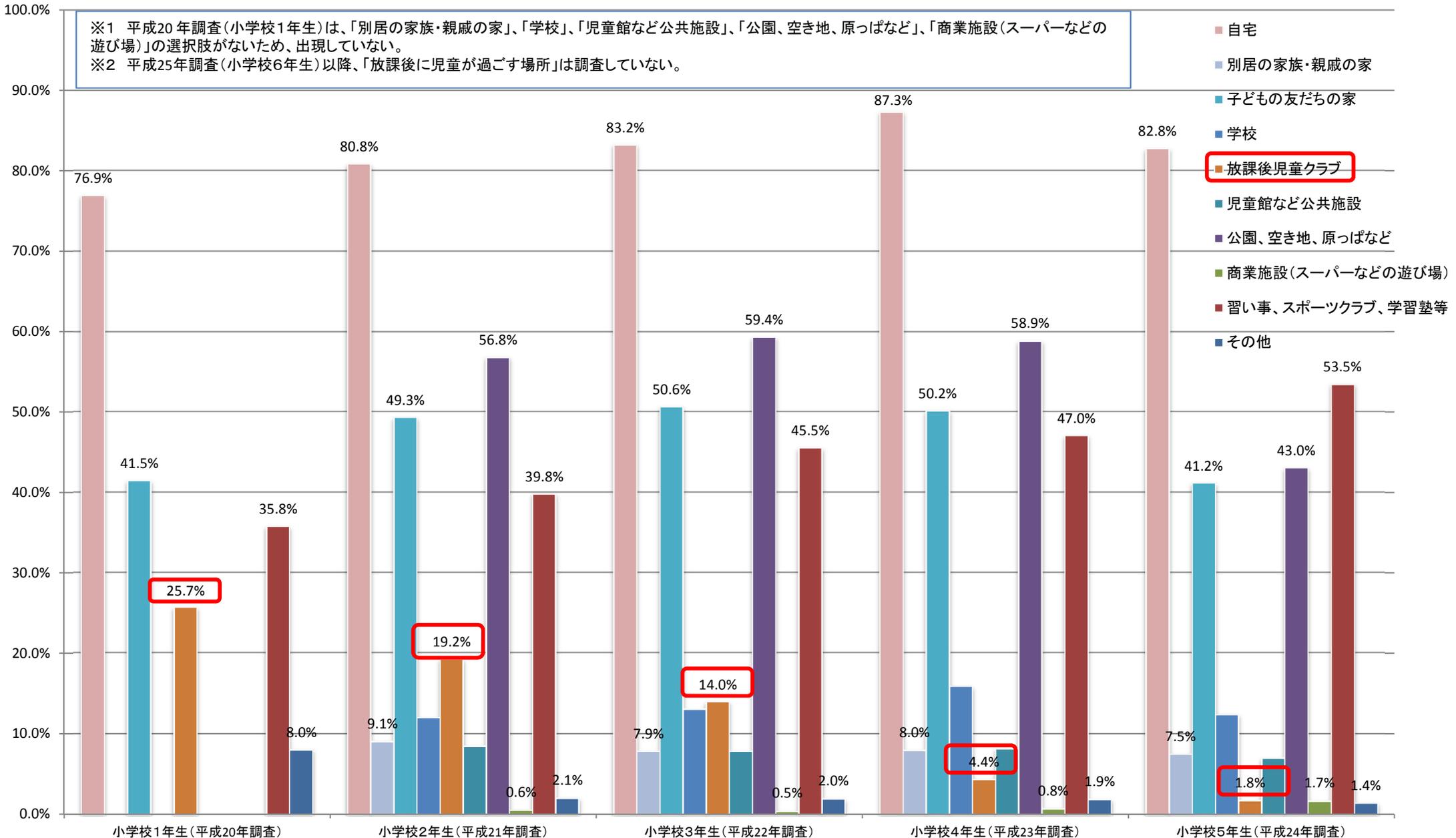
※補助額: 1,000千円(平成30年度予算案)

【障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革】

- 平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設
[障害児を4人以上受け入れるクラブへの加算]
- 平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]
- 平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]
- 平成20年度 ・市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更
・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増
687千円→1,421千円
- 平成27年度 障害児受入強化推進事業の創設
- 平成29年度 ・障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和
[障害児5人以上→3人以上]
・医療的ケア児受入のための看護職員の配置
3,847千円

放課後に児童が過ごす場所

○ 放課後に児童が過ごす場所について、小学校1年生では、約1/4が「放課後児童クラブ」を選択している。また、年代が上がるに連れて「習い事、スポーツクラブ、学習塾等」の割合が高くなり、「放課後児童クラブ」の割合が低くなっている。



放課後児童クラブに係る主な意見・提言など

○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

○ 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

8 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

(1) 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進

あわせて、「小1の壁」打破に向けて、放課後児童クラブの受け皿整備とともに、処遇改善等を進める。

○ 規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)

II 分野別実施事項

4 医療・介護・保育分野

(2) 個別実施事項

⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

35 保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成

あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。

○ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日)

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 子育て、介護基盤の整備

(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充実

① 幼児保育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」

「少子化対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め1兆円程度の財源を確保し、子ども・子育て支援制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2017について(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(1) 働き方改革

④ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進

今後の待機児童の改善状況等も踏まえ、2018年度(30年度)以降の保育の受け皿について子育て安心プランに基づく取組を推進するとともに、総合的な人材確保対策を講ずる。あわせて、放課後児童クラブについて、受け皿整備等を進める。

(3) 少子化対策、子ども・子育て支援

また、空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

○ 新しい政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)

第2章 人づくり改革

2. 待機児童の解消

(放課後子ども総合プラン)

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、来年度までに前倒しする。さらに、状況を踏まえ、その後の在り方について検討する。

○平成29年度 地方分権改革に関する提案募集 提案事項(平成29年2月21日から6月6日)

- (1) 提案事項(事項名) : 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化。
提案団体 : 全国知事会、全国市長会、全国町村会
求める措置の具体的内容 : 放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。
- (2) 提案事項(事項名) : 放課後児童支援員の要件の緩和
提案団体 : 豊川市、半田市、出雲市他
求める措置の具体的内容 : 児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。
- (3) 提案事項(事項名) : 放課後児童支援員の配置数の緩和
提案団体 : 岐阜県、本巣市
求める措置の具体的内容 : 中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。

(4)提案事項(事項名):放課後児童クラブの職員配置要件の緩和

提案団体:岐阜県、中津川市

求める措置の具体的内容:併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員1人で放課後児童クラブを実施可能とする。

(5)提案事項(事項名):児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

提案団体:出雲市

求める措置の具体的内容:児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

○ 国と地方の協議の場(平成29年度第2回)(平成29年10月26日)

地方創生、地方分権改革の推進について

II 地方分権の着実な推進

更なる権限移譲、義務付け・格付けの見直し

○ 特に、放課後児童クラブについては、もともと地方が国に率先して地域の実情に応じて実施してきたところであるが、国が子ども・子育て支援新制度を始めるに当たり、従事する者の資格や配置に関する基準を新たに「従うべき基準」として定め、地方の裁量を限定した。地域の実情に合わない基準で一律に地方を拘束した結果、放課後児童クラブの設置促進及び定員拡大や合理的な運営を行う上で多くの支障が生じていることから、速やかに「参酌すべき基準」化等を行い、放課後児童クラブの充実を図ることができるようにすること。

総合的な放課後対策について

政府における放課後対策に関する主な経緯

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

平成26年7月31日 「放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に両省から通知）

「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
H30予算案	60.1億円の内数 (29予算額 : 64.3億円の内数)	799.7億円 (29予算額 : 725.3億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	17,615か所 (平成29年9月) (一体型) 4,554か所 (平成29年5月)	24,573か所 (1,171,162人) (平成29年5月)
実施場所	小学校 69.1%、その他 (公民館、中学校など) 30.9% (平成29年9月)	小学校 54.0%、その他 (児童館、公的施設など) 46.0% (平成29年5月)



今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- 全小学校区 (約2万か所) で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- 新規開設分の約80%を小学校内で実施

新しい経済政策パッケージ
(平成29年12月8日閣議決定)
【抜粋】

「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿確保を、2018年度までに前倒しする。

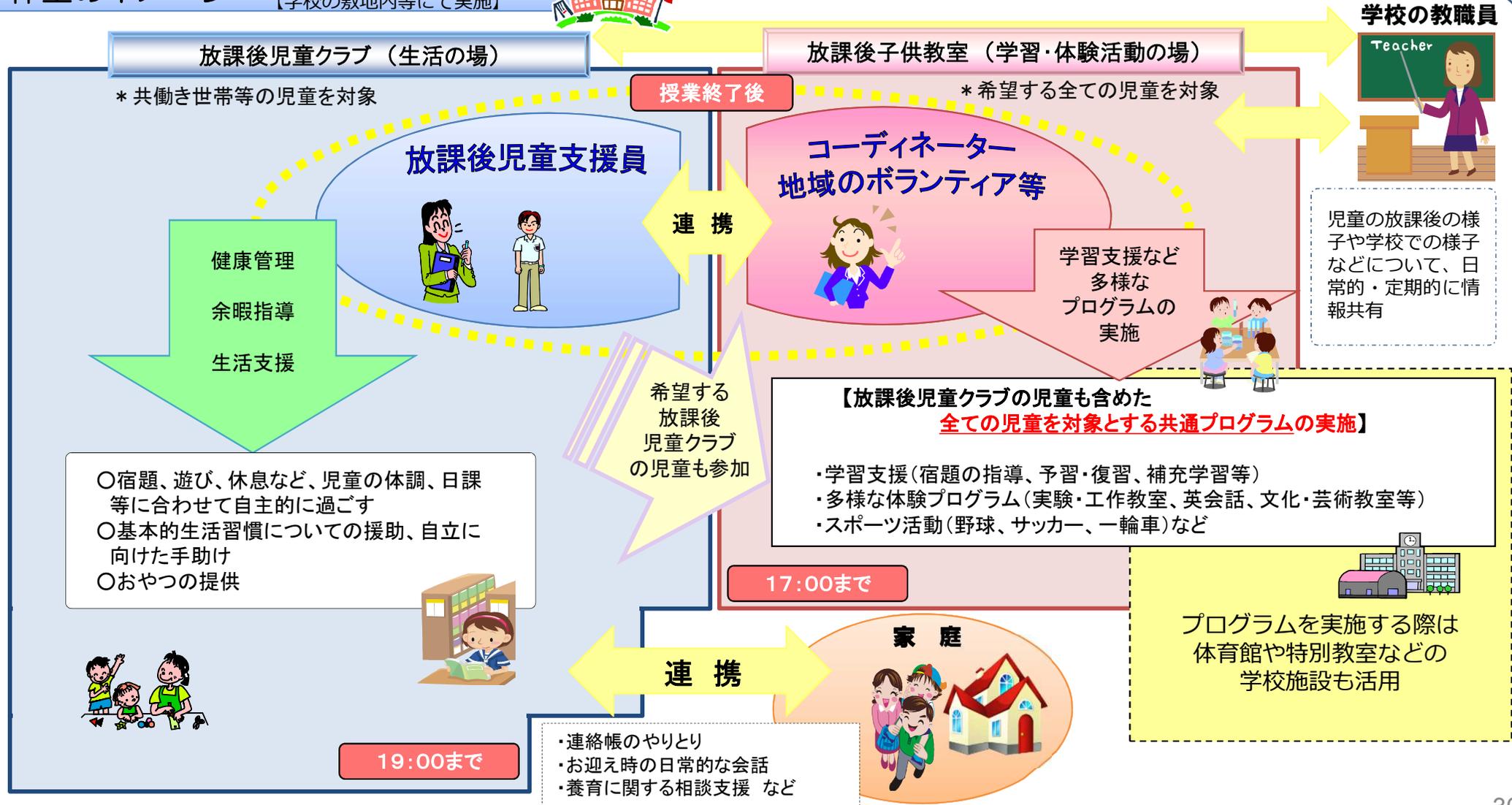
一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



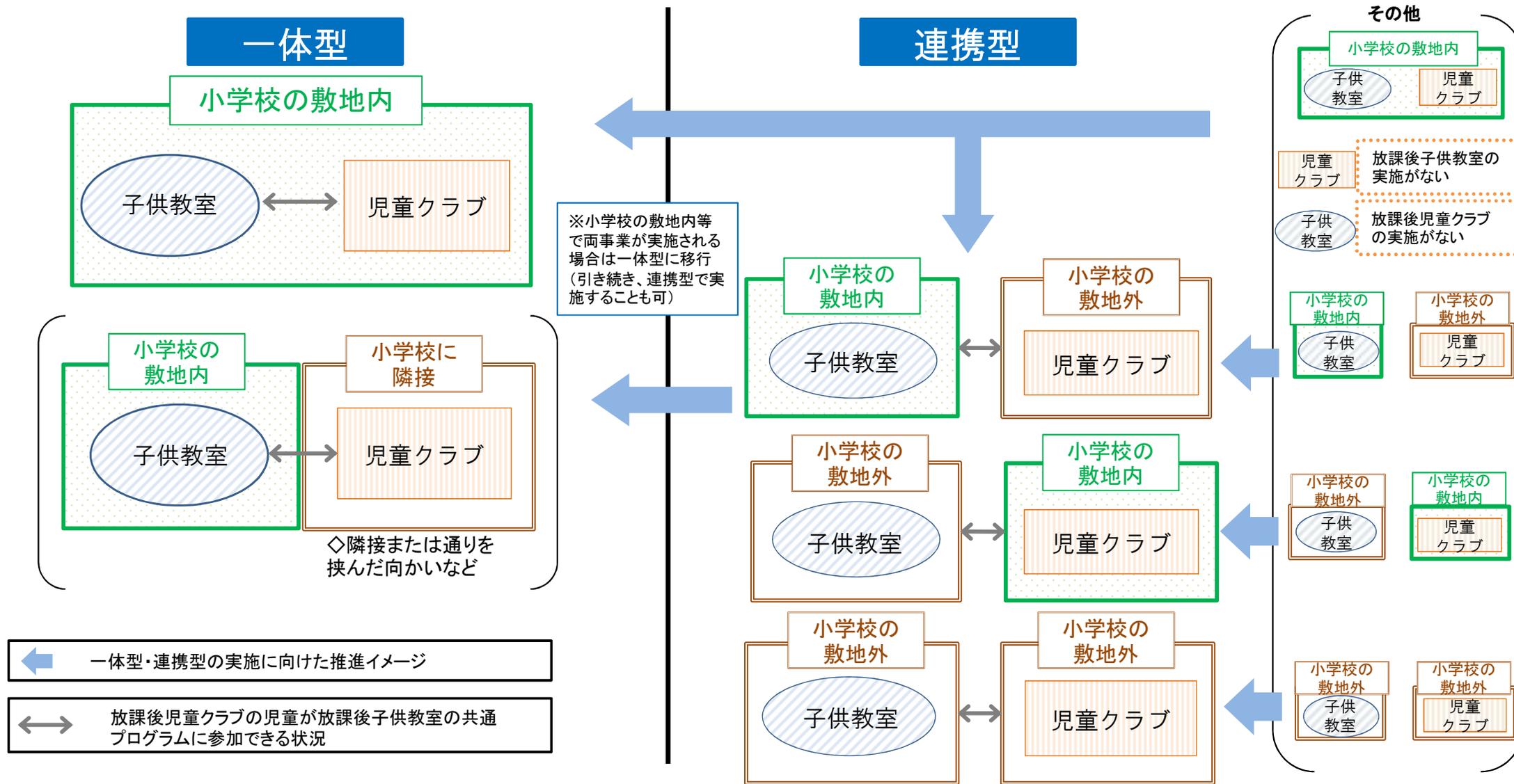
放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型の実施に向けた推進イメージ

「放課後子ども総合プラン」

(平成26年7月策定)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を進める。

平成31年度末までに放課後児童クラブと放課後子供教室を全小学校区(2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施を目指す。



※放課後児童クラブと放課後子供教室の実施場所が逆の場合も同様に考える。

※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

認定資格研修

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

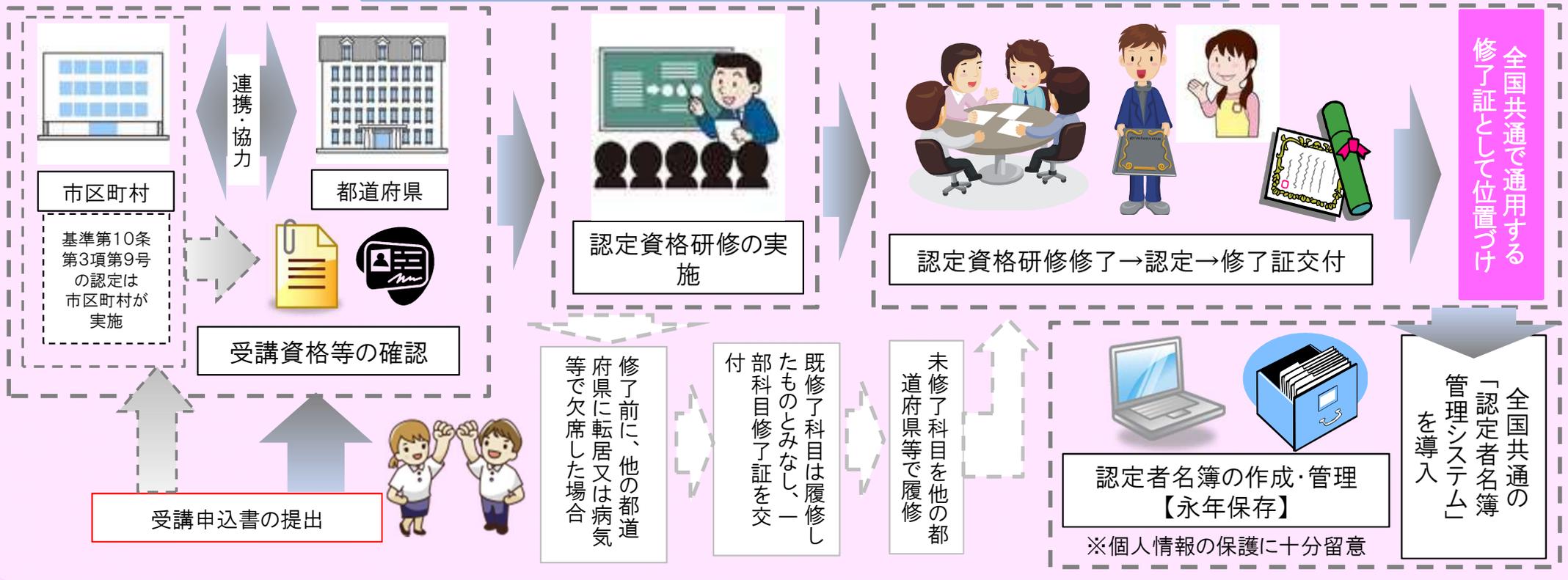
基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事 項	主 要 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名で交付
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- 【3時間(90分×2)】
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

**放課後児童クラブ運営指針について
(平成27年3月31日策定・公表)**

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を新たに策定することとした。

策定の3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切に育てる育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	<事務局>	
		山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳(低学年)、9歳～10歳(中学年)、11歳～12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切に育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

「放課後児童クラブ運営指針解説書」の概要

解説書策定の背景

○平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めることとされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定。

○放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくため、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。

○さらに、運営指針の内容が広く事業者(運営主体)及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるよう厚生労働省において「放課後児童クラブ運営指針解説書」を策定することとし、国の調査研究事業として、みずほ情報総研株式会社に委託。淑徳大学の柏女教授を座長とし、有識者、自治体担当者、現場関係者等を委員とした検討委員会の議論を経て調査報告書が提出された(平成28年12月)。平成29年3月末に厚生労働省より正式に「解説書」を発出。

解説書の主な作成方針

①運営指針の「策定の3つの視点」に準じて作成。

運営指針策定の3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

②各クラブによる育成支援の創意工夫が子どもの最善の利益に役立つものになるよう、基準と運営指針の記載事項の趣旨を正確に伝えるため、各事項の背景や趣旨・目的等について解説。

③放課後児童クラブの関係者だけでなく、広く子どもの放課後の遊びと生活に関わる方々に活用されることを想定。

解説書の主な特徴

①できるだけ簡潔に、運営指針本文の説明や、育成支援を行う際の考え方や留意点の補足説明、取組の参考になる関連事項等の紹介を行うように作成。

②育成支援について、放課後児童クラブの自主性、創意性が尊重されるように、内容の解説や育成支援を行う上での留意点等の方向性を示す記述としている。

③根拠となる法令・通知等を〈関連法令・通知等〉、理解を深めるための参考となる資料等を〈参考情報〉、各クラブの育成支援にいかしていくためのヒントとなる実践の具体例等を〈コラム〉として紹介。

○「放課後児童クラブ運営指針解説書」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、放課後児童クラブ運営指針解説書案作成検討委員会及びWGを設置して検討を行い、平成28年12月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区 教育委員会教育推進部 児童青少年課 目白台地区館長兼大塚児童館 育成室担当 放課後児童支援員	田村 明日香*	千葉県白井市大山口あおぞら第2学童保育所 放課後児童支援員
尾木 まり*	子どもの領域研究所 所長	都築 真哉	愛知県高浜市こども未来部 こども育成グループリーダー
小野 さとみ*	特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ施設責任者兼放課後児童支援員	中川 一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授	○野中 賢治*	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
佐藤 晃子*	精華女子短期大学 幼児保育学科 講師	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立上三川小学校 校長
佐藤 正美*	特定非営利活動法人 学童保育おおみや 東小学童保育の会 放課後児童支援員	<事務局>	
高柳 幸志	千葉県浦安市こども部 青少年課 課長	山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社
田丸 敏高	福山市立大学 教育学部 教授	野中 美希*	みずほ情報総研株式会社 コンサルタント
		飯村 春薫*	みずほ情報総研株式会社 コンサルタント
		杉田 裕子*	みずほ情報総研株式会社
		山本 沢*	みずほ情報総研株式会社

関連資料

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4,637か所 公営:2,681か所
 民営:1,956か所
 <社会福祉施設等調査(平成28年10月1日現在)>

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 公的助成

- 施設整備費
 ・平成29年度予算
 次世代育成支援対策施設整備交付金(66億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費
 平成24年度から地方交付税措置

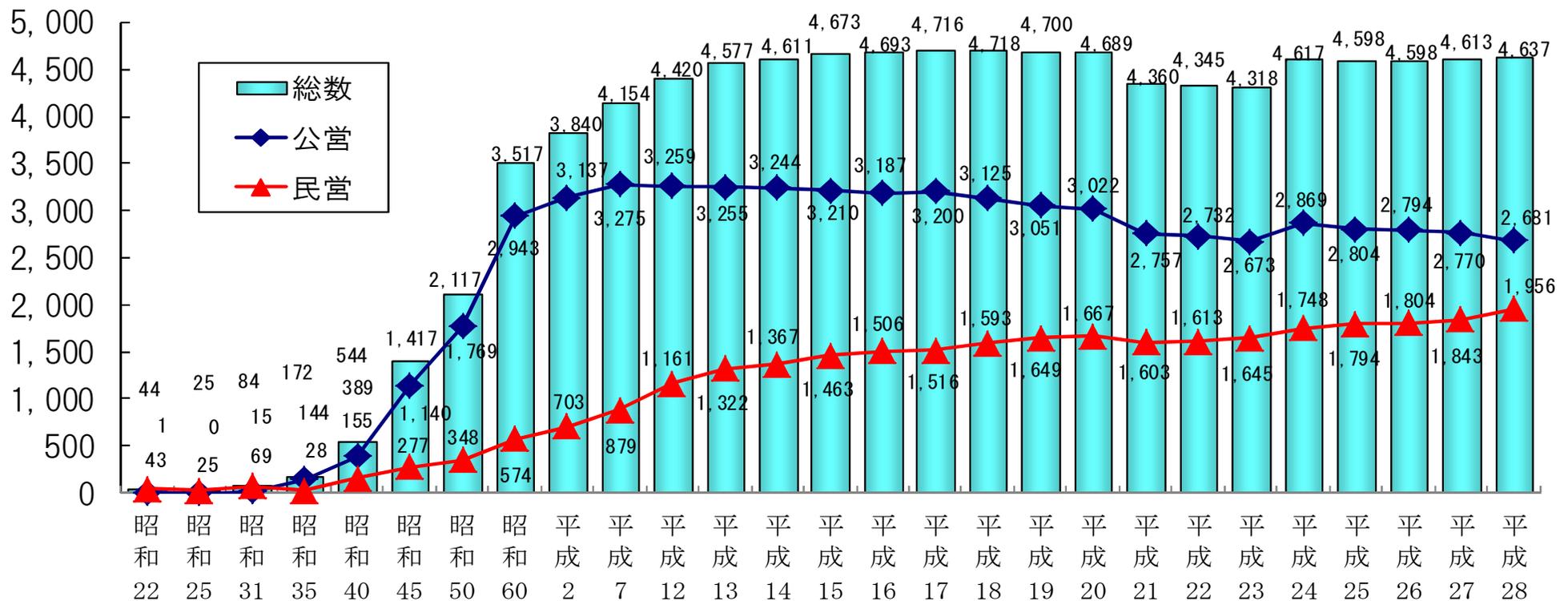
6. 運営について

- 児童館ガイドライン
 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)
- 児童館実践事例集
 好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



※1 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

※2 平成21~23年の調査は、調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前及び24年との年次比較は適さない。

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 理念と目的

- ①理念:「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ②目的:18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

2. 機能・役割

- ①発達の増進
子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ②日常の生活の支援
子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③問題の発生予防・早期発見と対応
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④子育て家庭への支援
子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤地域組織活動の育成
地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

3. 活動内容

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成 | ⑤地域の健全育成の環境づくり |
| ②子どもの居場所の提供 | ⑥ボランティアの育成と活動 |
| ③保護者の子育ての支援 | ⑦放課後児童クラブの実施 |
| ④子どもが意見を述べる場の提供 | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

4. 家庭・学校・地域との連携

- ①家庭との連携
・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ②学校との連携
・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③地域との連携
・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

5. 職員

- ①館長
運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ②児童厚生員
地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

6. 運営

- ①設備:集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ②運営主体:子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③運営管理:利用する子どもの把握・保護者との連絡、運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等であって、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【29予算額】 母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。

<実施場所>

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



子どもの学習支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>

学習面

- 高校進学のための学習希望
- 勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

学習支援・進路相談

- 日々の学習習慣づけ、高校進学支援
- 進路を考えるきっかけづくり

高校中退防止の取組

- 定期面談等によるきめ細かなフォロー
- 定時制高校等の選択肢の情報提供等

生活面

- 家庭に居場所がない
- 生活習慣や社会性が身についていない

家庭訪問の取組

- 集合型に出てこられない子どもへの早期アプローチ
- 家庭状況の確認と改善
- 親への養育支援等へつなげる

居場所づくり・日常生活支援

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成支援

<家庭の課題とその対応>

親の養育

- 子の養育についての知識・関心の薄さ

親への養育支援

- 公的支援等の情報提供
- 子どもの将来を考えるきっかけづくり

世帯の状態

- 家庭が困窮状態にある

世帯全体の支援

- 自立相談支援事業との連携

子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



プレーパークの概要について

- プレーパークは、子どもが「やってみたい」と思うことを、なるべく何でも実現できるようめざした遊び場（公園等）。たとえば、木登りや穴掘りや工作、水遊び・泥んこ遊び等もできる。建物の屋根に登ることも、そこから飛び降りることも可能。自然の中で体を使って、思いっきり遊べる。

- 開園日には、プレーワーカーと呼ばれる大人がいる。
プレーワーカー（プレーリーダー）の役割
プレーワーカー = 「子どもが自由に遊べる場をつくること」
 - ・子どもがワクワクするような遊び場をデザイン
 - ・遊びに来る子どもの保護者など多くの人を巻き込んで遊具をつくったり
 - ・ケガの応急手当など、遊び場で起こるさまざまなトラブルにも対応
 - ・子どもの遊びを止めようとする大人に、子どもの気持ちを代弁したり、遊びの大切さを伝える役割
 - ・子どもと共に遊び、楽しさを共有することや、友人として彼らのそばに居ることで、言葉にならない気持ちを受け止め、時には親や先生には言えないことを話せる相手になる 等

- プレーパークは、地域に暮らす住民たちが「世話人」となって、運営している。

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

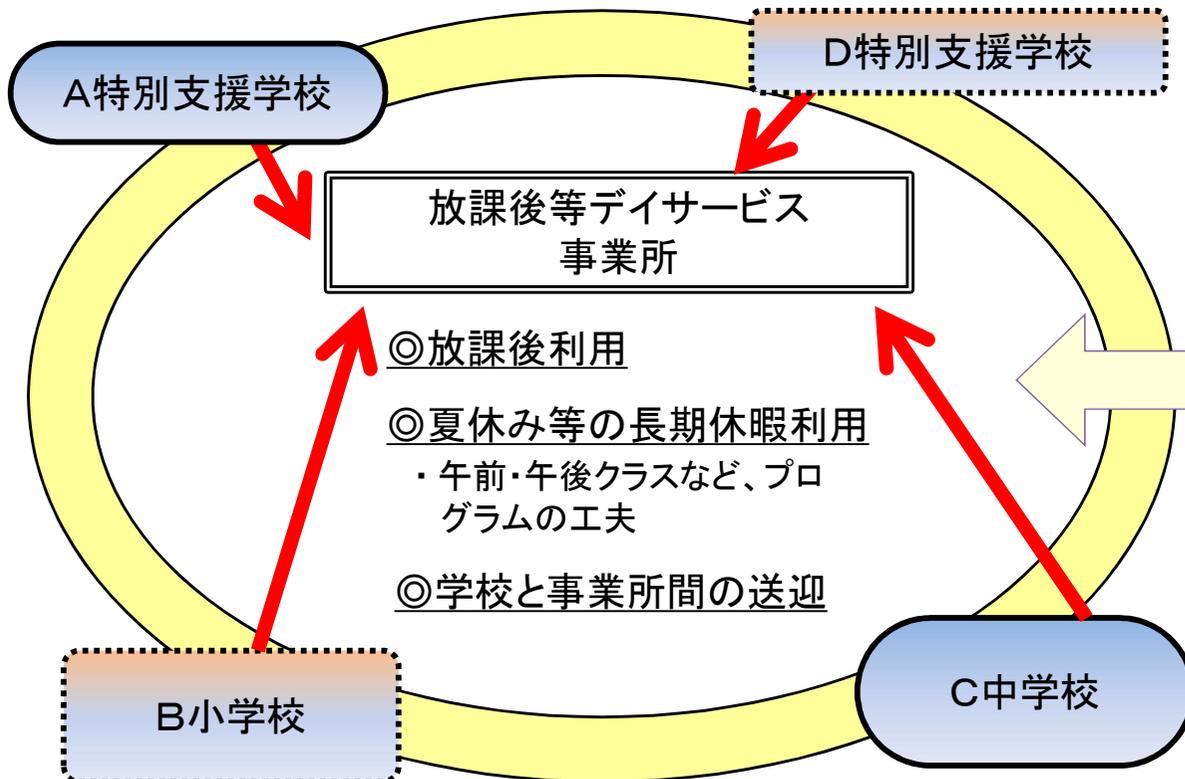
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

保育所等訪問支援の概要

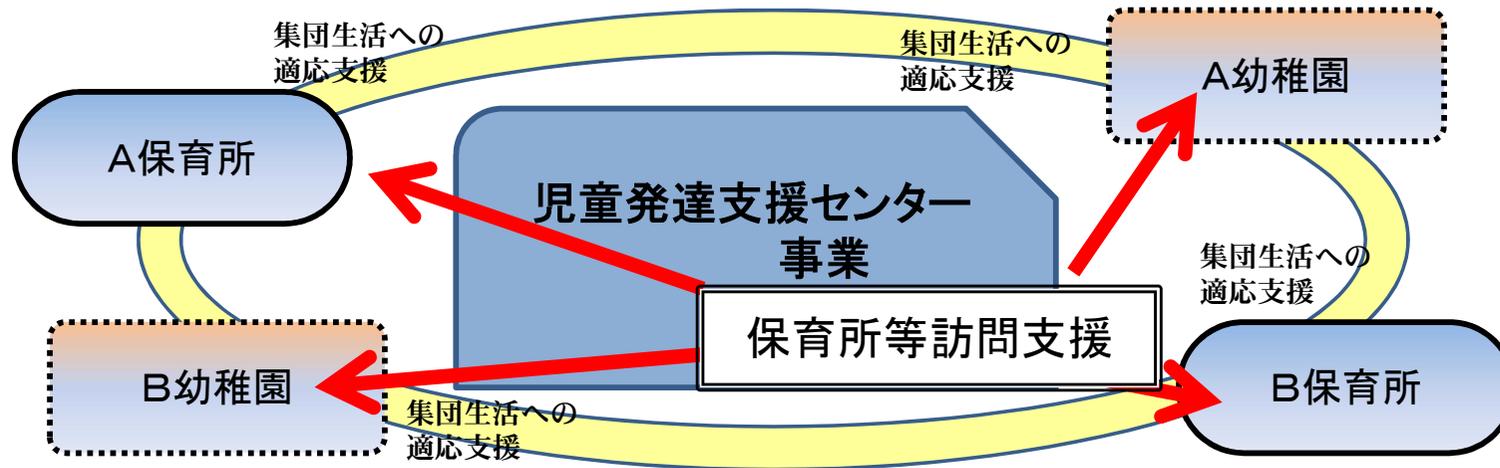
○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
〔①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。